



アスベスト飛散防止総合対策費

平成30年度要求額
70百万円（61百万円）

背景

- 石綿は国内において製造・輸入禁止(平成18年)
しかし、今後石綿を使用した建築物が老朽化に伴い解体が増加する見込み。
- アスベスト問題に関する関係閣僚による会合(平成17年)
 - ・ 環境省では、建築物の解体現場周辺における実測調査を引き続き実施することが必要。
- 中環審の中間答申(平成25年2月)、
大防法改正の参議院附帯決議(平成25年6月)
 - ・ 今後の課題として、特定建築材料以外の石綿含有建材(以下「レベル3」という。)を除去する時の飛散防止対策、リスクコミュニケーションの増進、事前調査結果の信頼性確保等。
- 大防法が改正(平成25年6月)され規制強化 (施行：平成26年6月)
 - ・ 解体工事の事前調査義務化、立入検査対象の拡大等。
- 総務省の行政評価・監視の勧告(平成28年5月)
 - ・ 解体時の事前調査の適正な実施の確保、敷地境界等での測定の義務付けに係る技術的な課題の早急な検討、レベル3建材除去の実態把握と所要の措置、災害時に備えた対策内容の周知徹底と対策強化等を講ずる必要がある。

事業の目的

- 石綿による大気汚染状況を、国民に対し情報提供。
- 解体等作業の適正化が推進され、石綿飛散防止対策が充実。
- 石綿の飛散防止対策の更なる強化のあり方を整理。
 大気汚染防止法の見直し(平成31年通常国会を想定)に向けた検討

事業スキーム

請負（民間）

期待される効果

石綿による大気汚染状況を、国民に対し情報提供。
解体等作業の適正化が推進され、石綿飛散防止対策が充実。

事業内容

(1) アスベスト濃度モニタリング事業

今後、石綿を使用した建築物の解体の増加することから、引き続き、建築物解体現場、住宅地域等の一般環境等において石綿による大気汚染の状況及び傾向を把握する。また、平成29年度に引き続き熊本地震の被災地におけるモニタリングを実施する。

(2) 建築物の解体等における石綿の飛散防止対策検討調査

ア アスベスト飛散防止対策の総合的な検討

改正大防法施行5年後の見直し(平成31年の通常国会を想定)に向け、改正法の施行状況等を追加的に調査するとともに、中央環境審議会の中間答申において指摘された、アスベストの除去作業の完了検査等の検討課題について自治体における実施状況の把握、海外における状況の調査、業界団体のヒアリング等を行い、対策強化に向けた総合的な検討を行う。

イ 特定建築材料以外の石綿の除去に係る規制のあり方の検討

未規制であるレベル3建材の除去に係る石綿の飛散防止対策を検討するため、石綿飛散状況の実態把握を進めてきた。

平成30年度はこれまでの調査結果を踏まえ、自治体の規制への対応の可能性を含め、レベル3建材対策のあり方について検討する。

ウ 迅速分析法等の検討

敷地境界等での大気中アスベスト濃度測定の前提となる迅速分析法の検討や集じん・排気装置からの漏えい防止に向けた測定事例の収集を行った上で判断基準等の検討などを実施する。

エ 立入検査の実施方法や周辺住民へのリスクコミュニケーション等に関する技術講習会・説明会

都道府県等による解体現場への効果的・効率的な立入検査に資するため、改正法に新たに規定された事前調査や、石綿漏洩監視等に関する技術講習会を行うとともに、ガイドラインに基づく事業者による周辺住民へのリスクコミュニケーションの実施促進に向けた説明会を行う。また、行政評価・監視の結果に基づく勧告を踏まえ、自治体における効果的な取組事例の収集及び周知を行う。